

## 第5章 推進・評価体制

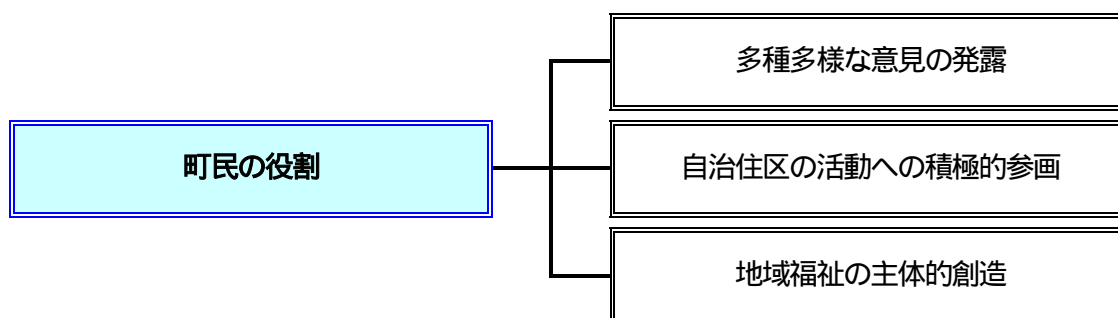
## 1. 各主体の役割

本計画は、早島町を構成するすべての主体が、早島町の地域福祉を、自らつくり、育て上げていくものです。町を構成する各主体が果たす役割を下記に示します。

### 1) 町民の役割

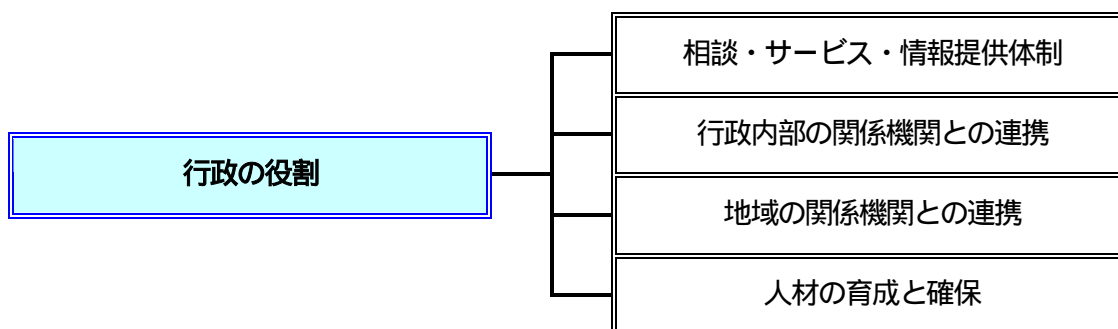
早島町を構成する「町民」は、乳幼児・高齢者・障がい者・外国人、自営業者、給与所得者、年金受給者等、千差万別です。

町民の果たすべき役割として、「多種多様な意見・感性を地域福祉に反映すること」「町の地域福祉を、自らつくり育てること」が必要です。



### 2) 行政の役割

行政は、地域福祉計画の推進を図るために、「関係各課と関係資料の提供や情報交換等、緊密な連携を図った分担業務の明確化、責任体制の整備」、「地域のあらゆる地域資源との連携の確保・強化」、「地域内の人材資源の確保と育成」等の活動を行います。特に、保健分野・医療分野・福祉分野の連携を図り、実効性のある計画の推進体制を構築します。



### 3) 社会福祉協議会の役割

社会福祉協議会は、町の地域福祉を推進する上での中心的な担い手です。

主に、社会福祉協議会では、『地域福祉の推進』、『介護保険事業の推進』、『募金活動と適切な運用』を柱に活動を行います。

(1) 『地域福祉の推進』では、主に「福祉活動の技術を支援する・啓発事業を行う」、「小地域のネットワークを支援する」、「体験・交流学习を支援する」、「福祉活動委員・員の活動支援」の4点を行います。

「福祉活動の技術を支援する」活動では、介護の理解促進と地域福祉の担い手を養成する町民ヘルパー養成事業とともに、町民活動支援センターと連携して、福祉ボランティアの育成支援に努めます。「啓発事業を行なう」活動では、自治住区での支え合い活動への啓発や、食の自立に向けた啓発を行ないます。

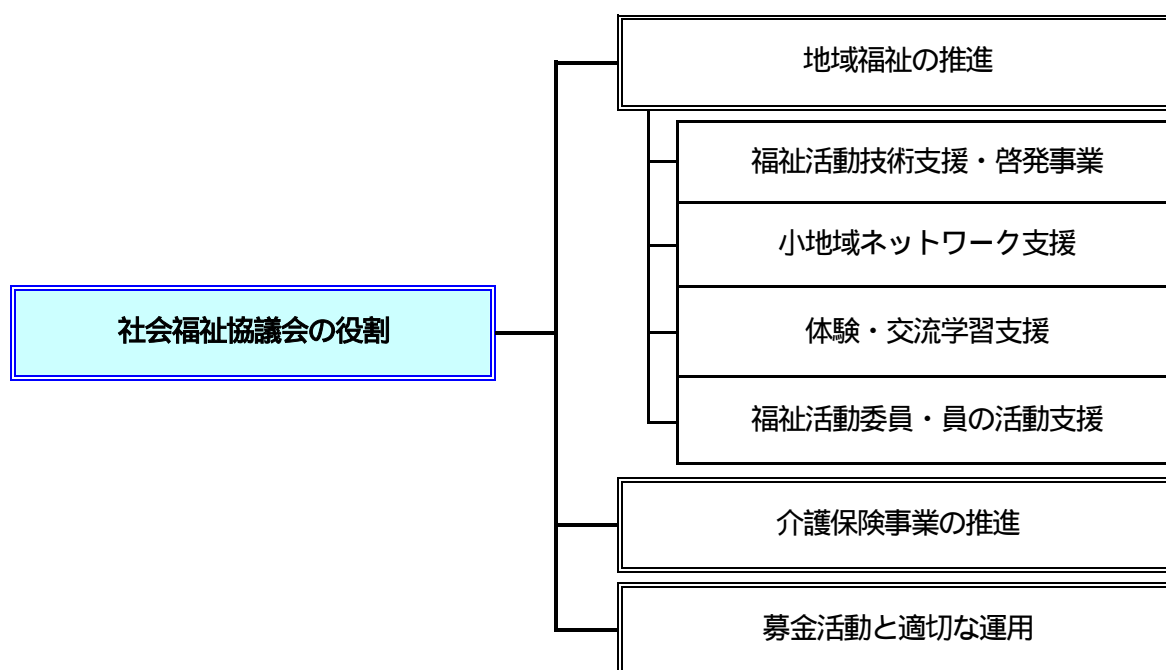
「小地域のネットワークを支援する」活動では、自治住区・自治会において主に福祉活動委員・員による要援護者の見守り等の担い手育成、高齢者等給食サービス、ふれあいサロン等の支援を行います。

「体験・交流学习を支援する」活動では、体験メニューの開発や提供等、児童生徒並びに教職員に対する福祉教育への積極的な支援を実施します。

「福祉活動委員・員の活動支援」では、自治住区地域福祉推進部会を中心とした地域福祉活動の支援を行います。

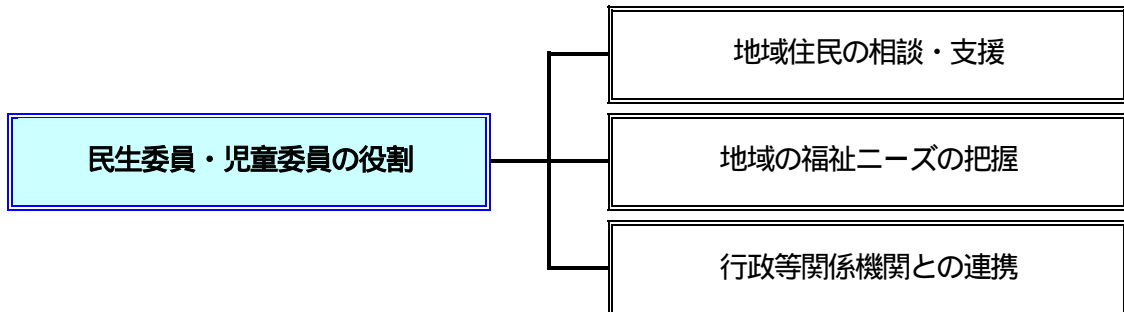
(2) 『介護保険事業の推進』では、サービスの質の向上と利用者ニーズに対応できる、町民が安心できる介護保険事業を展開するとともに、介護保険事業が持続可能であるよう効率的な運営に努めます。

(3) 『募金活動と適切な運用』では、共同募金、歳末たすけあい募金、ほほえみ基金等を町民が満足できる事業に適切に充当します。



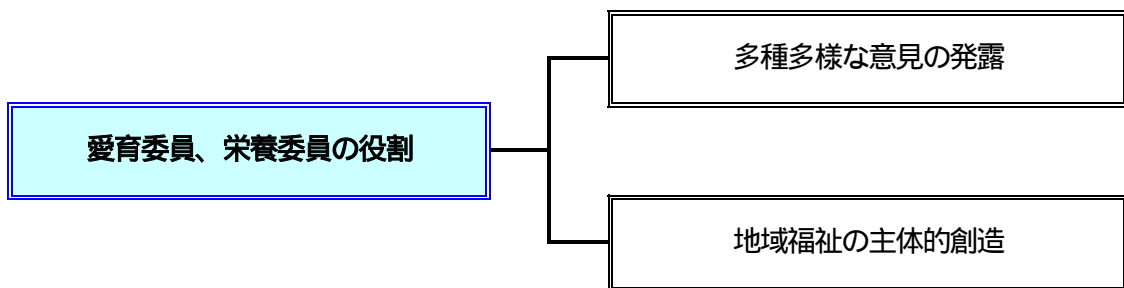
#### 4) 民生委員・児童委員の役割

民生児童委員は、各地域の実情に精通しており、地域住民の身近な相談役・支援者として大きな役割を果たしています。今後も地域におけるニーズを掘り起こし、行政等関係機関と連携の強化を図り、地域福祉の推進につとめていきます。



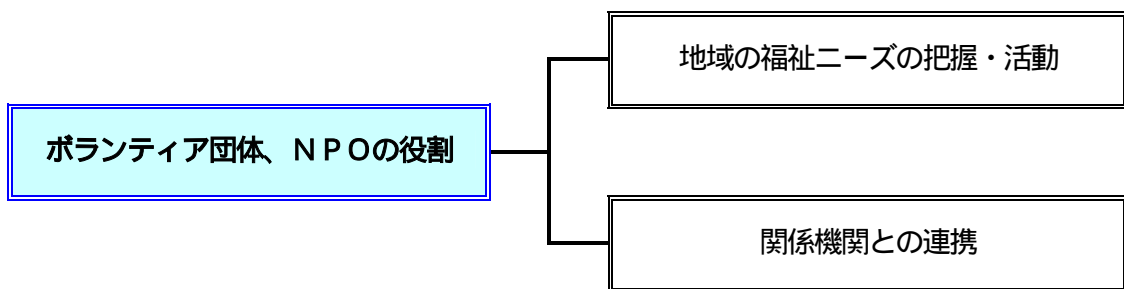
#### 5) 愛育委員、栄養委員の役割

愛育委員、栄養委員は、地域の健康づくりのリーダーとして、地域に暮らすすべての人々が、健康を手に入れることができるよう支援しています。今後も、食生活・運動等の町民の総合的な健康づくりを推進するとともに、行政と関係機関との連携を進めていきます。



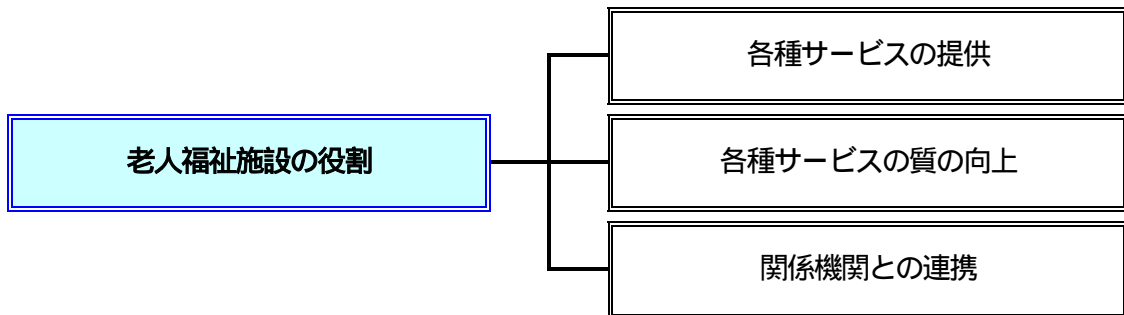
#### 6) ボランティア団体、NPOの役割

ボランティア団体、NPOは、福祉や環境、まちづくり等の様々な分野において、ボランティア活動をはじめとしたNPOによる社会貢献活動を行っています。そのような住民との協働による地域の福祉ニーズの把握や行政等関係機関との連携を進めます。



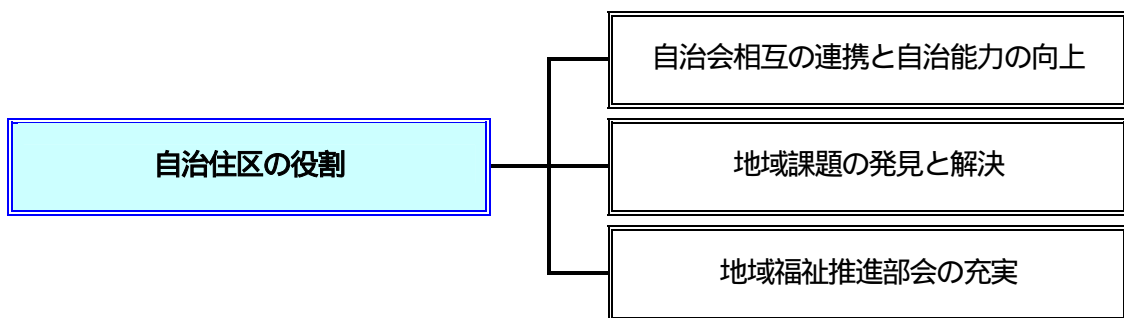
## 7) 老人福祉施設の役割

老人福祉施設は、福祉ニーズの多様化に伴い、長期入所から短期入所（ショートステイ）、通所施設（デイサービスセンター等）と様々な形態をもち、地域に開放されています。今後も、地域における福祉サービスの拠点であり、サービス水準の向上を図るとともに、関係機関との連携を進めます。



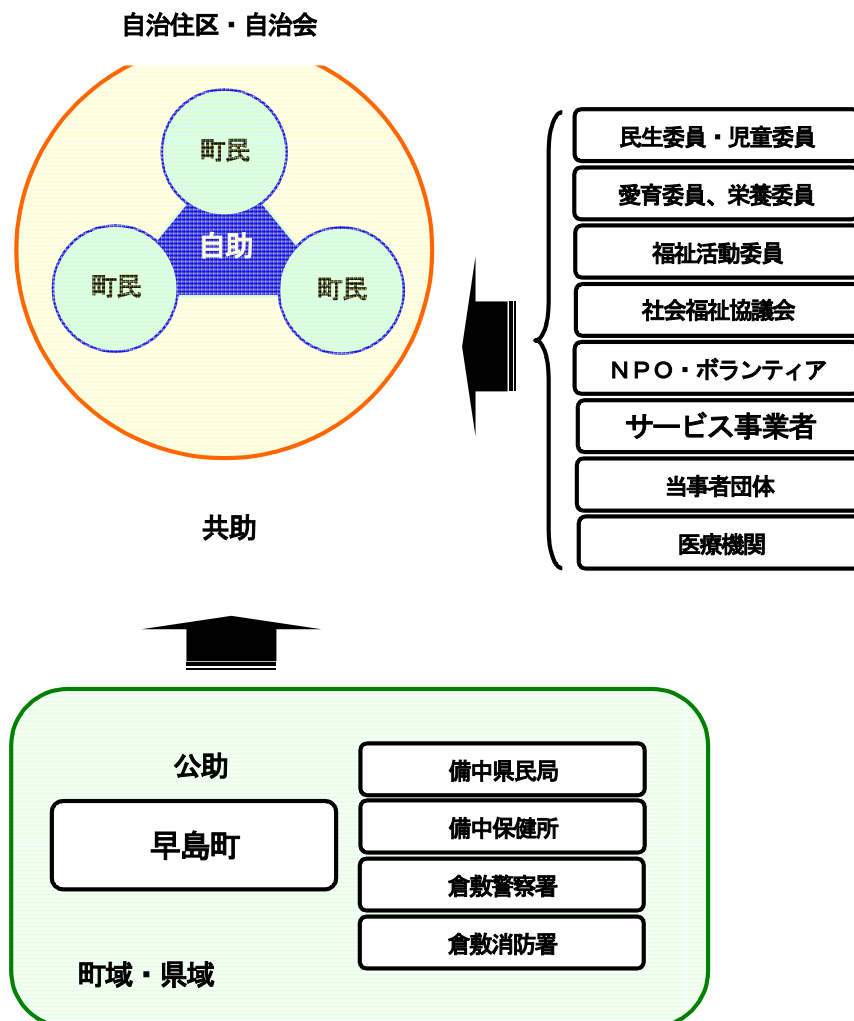
## 8) 自治住区の役割

自治住区は、各自治会の地域性・歴史性を考慮し一定の面積・世帯数を有するように構成されています。各自治住区では、自治住区を構成するすべての町民が参画して、自らの地域福祉の現状を把握し、それに対応した地域福祉の課題を見だし、解決していくため地域福祉活動の中心を担う地域福祉推進部会の充実が必要です。



## 2. 推進体制の整備

本計画は、前述のように、早島町を構成するすべての主体が、早島町の地域福祉を、自ら創り、育て上げていくものであり、早島町を構成する全ての主体による推進体制を整備する必要があります。



### 3. 町民への啓発の推進

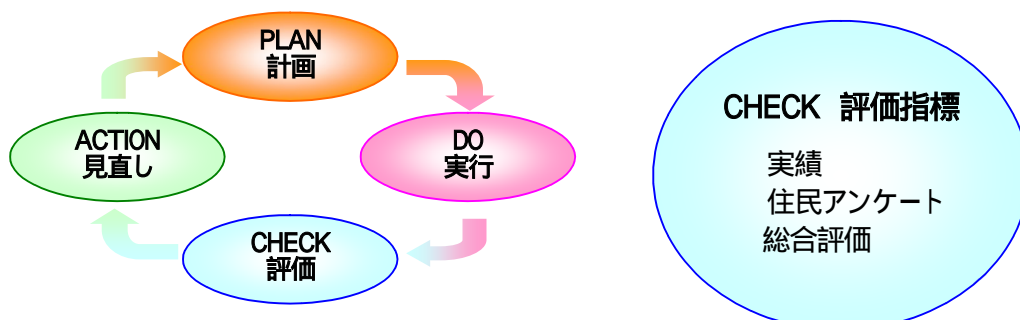
本計画は、あくまでも「早島町の地域福祉推進の指針」であり、地域福祉を向上させ続けるためには、本計画をもとに「地域の住民が、自ら福祉を考え、自ら福祉を創りあげ、自ら福祉を育てる」まちづくりを行う必要があります。

そのため、町民に対する本計画の周知が必要となりますが、下記的手段等を用いて、町民に対して地域福祉の啓発を行います。

行政	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広報紙、ホームページに地域福祉計画を掲載します。</li> <li>・ 町民課、福祉課等の関係部署で地域福祉計画の閲覧を可能にします。</li> <li>・ 自治住区等、地域の会合での周知に努めます。</li> </ul>
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広報紙やホームページ等の媒体で地域福祉計画に関する啓発を行います。</li> <li>・ 福祉活動委員等により地域福祉に関する活動を展開します。</li> <li>・ 各種の活動の場において、地域福祉計画に関する啓発を行います。</li> </ul>
愛育委員、栄養委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域における健康づくり活動の中で、地域福祉計画の周知に努めます。</li> </ul>
老人福祉施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ サービス利用者に対して、地域福祉計画に関する啓発を行います。</li> </ul>
町民	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保有している地域福祉の情報をあらゆるコミュニケーションの場において受発信します。</li> </ul>
民生児童委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各担当地区において、福祉活動委員等との連携のもと地域福祉計画の周知に努めます。</li> </ul>
ボランティア団体・NPO	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域福祉に関する活動を展開します。</li> <li>・ 各種の活動において、地域福祉計画の周知を行います。</li> </ul>
自治住区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域福祉に関する活動を展開します。</li> <li>・ 各種の活動において、地域福祉計画の周知を行います。</li> </ul>

### 4. 計画・評価の仕組み

本計画は、早島町の地域福祉を不断に高める取り組みです。P（PLAN 計画）- D（DO 実行）- C（CHECK 評価）- A（ACTION 見直し）を一連の流れとする計画といえます。



## 5. 実行結果の評価

### 1) 計画の実行

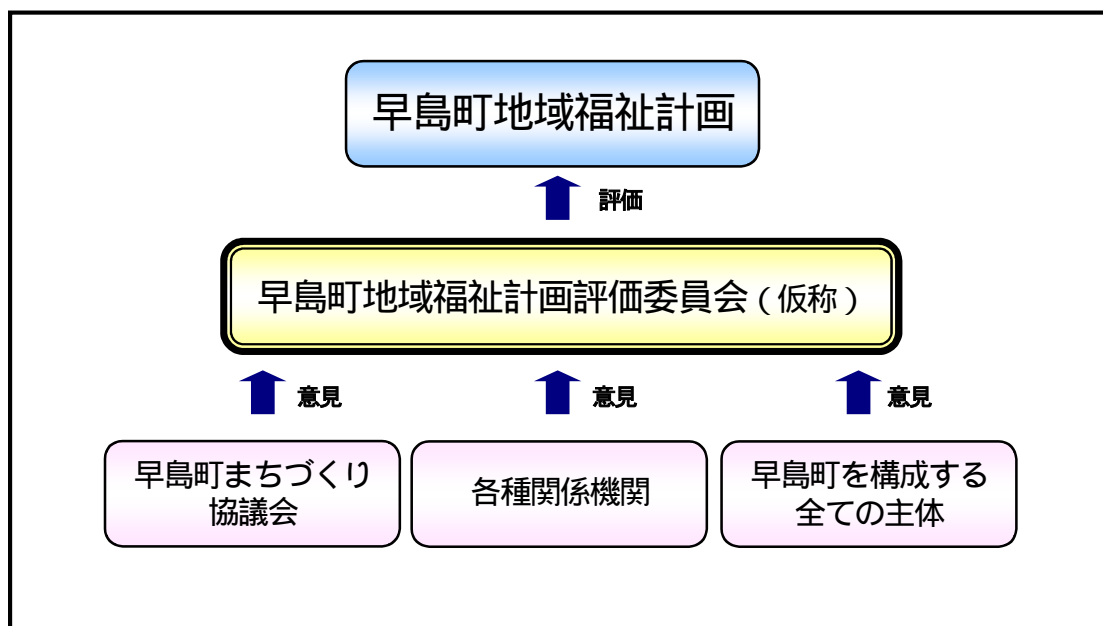
本計画は、「第4次早島町総合計画」との整合性をもった年度計画により実行していきます。

### 2) 早島町地域福祉計画評価委員会（仮称）による評価

年度計画に基づく実行の結果は、まちづくり協議会、各種関係機関の代表、学識経験者、行政の代表等からなる「早島町地域福祉計画評価委員会（仮称）」により、地域福祉計画の評価を行います。また、評価については、広報紙、ホームページ等で随時公開します。

### 3) 実行の見直し

評価に対する分析を行い、より積極的な取組みや修正等、弾力的な見直しを行います。



## 6. 計画の見直し

本計画は、5年を1期とした計画として、評価・見直しが必要となります。

計画期間の終了時に、「早島町地域福祉計画評価委員会（仮称）」による評価を参考に、「早島町地域福祉計画策定委員会」による計画の見直しを行います。



